

## 減免対象施設一覧表

(1/2)

施設	減免の割合
1 「教科書出版事業用施設」 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	資産割及び従業者割の2分の1
2 「劇場等」 法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で次に掲げるもの	
ア その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	資産割の2分の1
イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）	当該舞台等に係る資産割の2分の1
3 「指定自動車教習所」 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1
4 「修学旅行バス用施設」 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第1項に規定する一般自動車運送事業者で同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設 ただし、その者が、当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。	資産割及び従業者割の一定割合 （一定割合とは、当該旅行に係るバスの総走行キロメートル数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除して得た数に2分の1を乗じて得た割合をいう）
5 「酒類卸売業の保管倉庫」 酒税法（昭和28年法律第6号）第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
6 「タクシー事業用施設」 法第701条の41第1項の表第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
7 「中小企業近代化助成施設」 旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第19号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全部
8 「農林中央金庫」 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の全部

## 減免対象施設一覧表

(2/2)

施 設	減免の割合
9 「農業協同組合等の共同利用施設」 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	資産割及び従業者割の全部
10 「果実飲料等の保管用施設」 果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（市内に有する当該倉庫の合計延床面積3,000平方メートル以下の場合に限る。）	資産割の2分の1
11 「ビルメンテナンス業施設」 ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	従業者割の全額
12 「列車内の食堂及び売店の事業用施設」 列車内において食堂及び売店の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	従業者割の2分の1
13 「古紙回収事業用施設」 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1
14 「家具保管用施設」 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
15 「ねん糸等製造の保管用施設」 ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	資産割の2分の1
16 「つけものの製造用施設」 野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3
17 「菌い製品製造業の保管施設」 菌い製品の製造を行う者が、原材料又は製品の保管の用に供する施設（菌い製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む。）	資産割の2分の1
18 「倉庫業者の倉庫」 地方税法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（市内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が30,000平方メートル未満であるものに限る。）	資産割及び従業者割の全部
19 「粘土かわら製造業保管施設」 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉 <sup>ゆう</sup> 場を含む。）及び製品倉庫	資産割の2分の1
20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める施設	市長が定める割合
21 天災その他災害等により、事業所用家屋が滅失し又は甚大な損害を受けた場合	市長が定める割合